発 行 東京都

目

次

○行政不服審査法による公示送達………… ------(総務局総務部法務課

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…

…………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)…

示 公

示 (水

指定)の一部改正……………………………………………… 水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都

=

○特定非営利活動法人の特例認定…………(同 ------(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)… 三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課

 $\stackrel{\smile}{:}$

告

示

●東京都告示第千三号

条第二項及び第三項の規定に基づき、

送達する。

令和五年九月十五日

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都豊島区長崎四丁目六番十三

号 エビスマンション二〇一号

現住所 不明

藤井 由紀子

(旧姓上田

審査請求人

公示事項

四日及び同年九月四日に当庁に提起した各審査請求につ 当庁に出頭の上受領されたい 各裁決書の謄本は、当庁(総務局総務部法務課)におい 五日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のた て保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は いて、当庁は、令和四年四月七日及び令和五年七月二十 審査請求人が、令和二年六月二十二日、同年八月二十 同人に各裁決書の謄本を送付できない。よって、 右

●東京都告示第千四号

三

する。 少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定 東京都条例第百八十一号) 東京都青少年の健全な育成に関する条例 第八条第一項の規定により、 (昭和三十九年 青

令和五年九月十五

行政不服審査法 (平成) 二十六年法律第六十八号) 左記のとおり公示 第五十

図書類

東京都知事

小

池

百

合 子

小 池 百 合

子

四三四六

雑誌

指定番号

種類

名称、号刊、共通雑誌

コード及び発行業者

指定理由

東京都知事

四三四七 雑誌

株式会社大都社

五五九六〇一六一 r L i m i t ! ヌコヌコ♂動画○ve

ある。

するおそれが な成長を阻害

i c k C O M I C S スティック myst

ス comics

NX マカロンリンク m a c a r o n

情を刺激し、 著しく性的

青少年の健全

R I

ミスティック tick COMIC

同右

五五九六〇-六九 株式会社大都社

●東京都告示第千五号

項の規定により告示する。 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年 り指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 計量法 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとお 同法第二十一条第二

検査地域 中央区

東京都計量検定所長

戸

澤

互

令和五年九月十五日

検査対象 非自動はかりであって、 ひょう量が二百 \triangleright

 \equiv

検査期日 まで(東京都の休日に関する条例(平成元令和五年十月十六日から同年十一月三十日 年東京都条例第十号)に定める休日を除 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 所の検査対象物を除く。 超える非自動はかりを併せて使用する事業 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり

検査場所

(--)所在の場所において、検査を実施する。特定計量器(皮革面積計を除く。)の

$(\underline{})$ 新砂三丁目三番四十一号)において、 午前九時から午後四時三十分まで検査 を実施する。 のほか、東京都計量検定所(江東区

都

公

検査機関 の名称

報

Ŧi.

指定定期

般社団法人東京都計量協会

示 **公**

告

◉東京都公安委員会告示第308号

会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規 97 おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示す 定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に 技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員 5

令和5年9月15日

東京都公安委員会

(第17904号)

審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

委員長 鬞 巚 道

肥

뺍

2 審査を受けようとする者の資格

免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者である 普通自動車を運転することができる運転免許

 $\widehat{\underline{}}$ 教習に関する技能

 \checkmark

う。)に必要な教習の技能

学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい

2

V

自動車教習所に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

ひ

審査細目の免除

項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1

申請書提出時において指定する

2

番地の1)

申請手続

6

(仮運転

審査項目及び審査細目

教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

う。)に必要な教習の技能

か

教習に関する知識

に関する知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転

審査の日時及び場所

<u>1</u> 日平

日)またの間のうち、 令和5年10月16日(月曜日)から同月20日(金曜

場所

日郡

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

<u>1</u>

 ∞

携行品及び服装

 Ξ 申請書類

Y

申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書と

4

の長さ2.4センチメートルのもの) 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 横

審査細目が免除される者は、これを証明する書面

2 受付日時

日)の午前9時30分から午後4時まで

令和5年10月2日 (月曜日) 及び同月

ယ Ш

(火曜

受付場所

3

丁目12番5号) 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井

申請に関する注意事項

いて、令和5年9月19日(火曜日)から配布する。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。

提出書類は、本人が直接持参すること

写真は、申請書に貼り付けること

ζ

運転免許証を提示すること

~1 審査手数料

庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第 11,850円。ただし、 1の項備考3に規定する額を減額する 審査細目を免除される者は、

携行品

運転免許証

3 令和5年9月15日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17904号) 号 次のように改正し、令和五年九月二十九日から施行する。 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を 同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 ●東京都水道局告示第九号 の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、 10 9 務を行う機関の部株式会社秋田銀行の項を削る。 特定非営利活動促進法 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局 格証明書を交付する 2 一収納取扱金融機関の表□納入者から公金を収納する事 第二十二条の三の規定により、 問合せ先 重語 令和五年九月十五 令和五年九月十五日 警視庁運転免許本部運転者教育課 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合 特定非営利活動法人の認定について 自動車の運転に支障のない服装 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン) 03 (3581) 4321 内線7251-5276 告 公 東京都水道局長 (平成十年法律第七号) 第四十四 告 示 水 西 次のとおり公告する。 Щ 智 之 三 条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をした 三 二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規 ので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第 四 四 の規定により、次のとおり公告する。 則 $F \cdot \equiv F$ 特定非営利活動促進法 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 特例認定の有効期間 原田 名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 代表者の氏名 令和五年八月七日から令和八年八月六日まで 足立区梅島三丁目三十三番六号 ジョン・バテリル、 特定非営利活動法人バーチャルフォトウォーク 令和五年九月十五日 令和五年六月十六日から令和十年六月十五日まで 認定の有効期間 千代田区飯田橋四丁目八番十三号 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワー 特定非営利活動法人の特例認定について 麻里子 東京都知事 東京都知事 永堀 (平成十年法律第七号) 第五十八 典子 小 小 エンブレム西新井二 山商ビル八階 池 池 第二十二条の三 百 百 合 合 ルド 子 子 六 添えて、令和五年九月十五日から四月以内に東京都産業労 七 Ŧī. 四 \equiv 号)に到着するよう提出してください。 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を とする者は、意見の内容を記載した書面に「□氏名(団体 その届出及び添付書類を縦覧に供する 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 にあっては団体名及びその代表者の氏名) 舗の変更について届出があったので、同条第三項において |法||という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 なお、法第八条第二項の規定に基づき、 大規模小売店舗立地法 称 業者の氏名又は名 変更を行った小売 変更後の小売業者 店舗名 の氏名又は名称 の氏名又は名称変更前の小売業者 設置者名 店舗所在地 令和五年九月十五日 設置者住所 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に 東京都知事 三喜商事株式会社ほか十七名 ラブ株式会社ほか百六十名 ラブ株式会社ほか百六十六名カルチュア・コンビニエンス・ク 名 株式会社大丸松坂屋百貨店ほか五 中央区銀座六丁目十番一 カルチュア・コンビニエンス・ か、江東区木場二丁目十八番十一号ほ G I N Z A (平成十年法律第九十一号。 小 S I X 池 意見を述べよう 二住所 百 一号ほか 合 (団体に 子 以下 ク

	(第17904号)	東	京	都	公	報			令和:	5年9月	15日(金曜日)	4
			十六			十 五	十 四	十三	<u>+</u> =	<u>+</u>	十	九	八
			縦覧時間			縦覧期間	縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名変更後の小売業	の代表者名変更前の小売業者	の住所変更後の小売業者	の住所の小売業者
		時までを除く。	午前九時三十分から午後四時三十	除く。	の休日に関する条例(平成元年東一月十五日まで、ただし、東京者	一月一豆丁まで。 こぎ 、 夏京阝合和五年九月十五日から令和六年	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年九月一日	令和五年六月三十日ほか	ほか 嘉延 (三喜商事株式会社)	ほか 康彦 (三喜商事株式会社)	赤坂ビル(株式会社TSI)ほか港区赤坂八丁目五番二十七号住友	会社TSI)ほか港区北青山一丁目二番三号(株式
発 電話 〇三(五三二一)一一一一(代) 郵16 定 (郵送料を含む。) 印 電話 〇三(三 年) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 便-8 一箇月 六、六〇〇円 刷 東京都文京区向 行 東 京 東													
電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11 Uサイクルの 単で													